<u>SEINENHORITSUKA</u>

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 2 03 (5366) 1131 代) FAX <math>2 2 2 FAX 2 3 3 4 FAX 4 FAX

関西建設アスベスト大阪二陣・三陣地裁判決のご報告 柳本哲亨
土地規制法対策沖縄弁護団による
『沖縄県内の区域指定に対する抗議声明』について 白 充
公益通報目的で内部記録を持ち出したこと等を理由に受けた
懲戒処分取消確定後の国家賠償―京都市(児童相談所職員国家賠償請求)事件 塩見卓也
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟・福岡地裁判決についてのご報告 緒方枝里
「青い流れⅡ―青年法律家協会和歌山支部55周年記念誌―」発刊のご案内 重藤雅之
〈シリーズ:憲法と私⑧〉「ノーモア」とは言えない私が拠り所にすべきもの 前田ちひろ
四団体合同法律事務所説明会参加事務所・事務所紹介原稿を募集中
【議長トーク】「会員らしくたたかうぞ」 笹山尚人
□青法協会員に対する殺害予告に抗議するとともに、
性的マイノリティに対する差別及びヘイトクライムのない社会を目指す議長声明



"どうする" 浜松城

程到

陣地裁判決のご報告 大阪二 隀

柳本 哲亨 大阪 (大阪アスベスト弁護団)

学)に対して、原告らに対し総額九億四二九七万

七八二七円の支払いを命じる原告勝訴判決を言い

平洋セメント、大建工業、日東紡績、パナソニッ

エム・エム・ケイ、日鉄ケミカル&マテリアル、太

(エーアンドエーマテリアル、ニチアス、ノザワ、

を認め、

過去最多となる被告建材メーカー一二社

ク、神島化学、日本インシュレーション、積水化

である。 和三) 年五月一七日の最高裁判決後五つ目の判決 族が、石綿建材の製造販売メーカーに賠償を求め る建設アスベスト訴訟の一つであり、二〇二一(令 する石綿粉じんにばく露し、 の重篤な疾患に罹患した建設作業従事者とその遺 本判決は、建設現場において石綿建材から飛散 肺がん・中皮腫など

判決のポイント

(1)本判決は、建材メーカーらの警告表示義務違反 共同不法行為責任論

として、救済対象を拡大したものである。

アスベスト被害に対する被告建材メーカーの責任 関西建 決の判断を踏襲するものである。 枠組みは、前記した建設アスベスト訴訟最高裁判 共同不法行為責任を明確にした。このような判断 との判断を踏まえて、前記建材メーカー一二社の アを有する建材メーカー等は民法第七一九条一 建材を製造・販売したメーカーのうち一定のシェ を認め、 後段の類推適用による共同不法行為責任を負う 被害者の石綿疾患の主要な原因となった

責任が認められた建材メーカー

認められていた一○社に加えて、パナソニック(吸 に基づき、救済対象を広げたものといえる。 音天井板) と日本インシュレーション (保温材) いう二社の責任を新たに認めた。建材の使用実態 本判決では、他の建設アスベスト訴訟で責任が

注意義務の始期と終期

見される中、石綿関連疾患を巡る内外の動向、 四九) 年一月一日とした。他の判決では、 従事者との関係では、 て) 建材メーカーとしては石綿粉じんの濃度を測 定すれば許容濃度を超える石綿粉じんが発生する 設現場を取り巻く状況、(吹付ロックウールについ (昭和五〇) 年を注意義務の始期とする判断が散 ことを容易に認識することができたこと等を理由 本判決は、注意義務の始期について、吹付作業 屋内作業従事者との関係では一九七四 一九七一(昭和四六)年四月 一九七五

判所第一六民事部 (石丸将利裁判長) は、

一〇二三(令和五)年六月三〇日、

大阪地方裁

者七三名中六四名 (原告数一二九名中一〇四名) 設アスベスト大阪二陣・三陣訴訟において、

(4)慰謝料額

た判断であり、いずれも妥当である。 ベスト被害及び石綿粉じんばく露の実態を踏まえ 材メーカーらの寄与度割合も高く認定した。アス 謝料額を最高二九五〇万円とした。また、被告建 本判決は、石綿疾患により死亡した被害者の慰

克服すべき課題

1 外装工、解体工の責任について

の責任を否定した。 本判決は、被害者九名について、建材メーカー

このうち、



定した。 者三名に対す 従事した被害 作業関 る建材メーカ また、 係に 解体

> 建設アスベスト訴訟の特質に即した判断が求めら る。 質に加えて、建材メーカーの特定が困難である建 はない。建設アスベスト被害には、石綿粉じんば ŧ, れるところ、本判決は前記事情を十分に考慮して 築作業従事者の就労実態(多重下請構造)等があ く露から数十年が経過して発症する石綿被害の特 建設現場で石綿粉じんにばく露した事実に変わり て請求を棄却した。請求が棄却された被害者ら じん)が被害者に到達したとは認められないとし いるとはいえない。 メーカーが製造していた建材(より生じる石綿粉 本判決は、三名の被害者について、被告ら建材 裁判所には、被害者救済や公平の見地から、 石綿建材の危険性について知らされないまま、

屋内で

(6) 終わりに

九名が亡くなっている(うち提訴後に亡くなった 約七年が経過し、 本訴訟では、二〇一六 (平成二八) 年の提訴後 被害者七三名のうちすでに四

る 罹患の危険性等を表示するなどして、その危険性 造する建材に石綿が含有している事実や石綿疾患 建材メーカーらの責任を否定することは誤りであ あって、何よりそのような対策を一切怠っていた を解体作業従事者に伝達することは十分に可能で ーの責任も否定した。建材メーカーが、 自社が製

到達の認定について

2

済を」の願いは切実である。ところが、本訴訟で にもかかわらず、未だに争う姿勢を取り続けてお 最高裁判決を含めて何度も敗訴判決を受けている 原告は二一名に及ぶ)。原告らの「命あるうちに救 態度である。 被害の現実を直視しようとしない、極めて不当な 責任を認められた前記被告一二社は、一部を除き、 話し合いのテーブルに着こうとさえしない。

要な争点についての判断が一定の範囲に収斂され 変わりはない。建材メーカーらは、自らの責任を すべての建材メーカーも、深刻なアスベスト被害 で有責とされた前記被告一二社はもちろんのこと、 決のための土台は既に出来上がっている。 決へ向けて「建設アスベスト被害補償基金制 正面から受け止め、建設アスベスト訴訟の全面解 をもたらすことを知りながら、被害防止措置を講 つつあり、被害者救済の道筋が示された。 五つの判決により、最高裁判決で積み残された主 じないままに石綿建材を製造販売してきたことに (仮称)の創設に直ちに着手すべきである この間、最高裁判決後に出された本判決を含む 本判決 全面解

である。 ため、 我々弁護団は、 引き続き全力を尽くす決意を新たにするもの 全国の被害者、支援者、 アスベスト被害の救済と根絶の 市民らと連帯し

地 護団による

活倫理国名との区域では 通可る抗震局 更につい

充めん

を含む新たな注視区域・特別注視区域候補を提 状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(以下 「土地規制法」という)に基づき、 周辺及び国境離島等における土地等の利用 〇二三年五月一二日、 政府は、 沖縄県内の区域 「重要施設

月一七日、声明を発出した。 これに対し、土地規制法対策沖縄弁護団は、 同

の問題点を、次のように指摘した。 弁護団結成にあたって発出した声明を紹介した い。この結成時の声明で当弁護団は、 今回の声明の紹介に先立ち、昨年一二月二三日、 土地規制法

域内の土地や建物の所有者や利用者を調査して日 視区域・特別注視区域として指定し、これらの区 米軍施設等の「重要施設」の周辺や国境離島を注 土地規制法は、 内閣総理大臣が、 自衛隊や

> に密告の奨励であり、 うかは明らかでなく、 それに従わないと処罰される。そしてどのような 所有者や利用者の情報を提供するよう求められ、 何らかのつながりがある人も「その他の関係者」と の所有者・利用者には限られない。それらの人と とされればそれを罰則付きで禁止するものである。 常的に監視し、機能阻害行為をするおそれがある たものになる。 つながりがあれば「その他の関係者」になるのかど して調査と監視の対象となり、政府から区域内の (2) I 調査と監視の対象は区域内の土地や建物 政府の都合で決まる。 人間関係も疑心暗鬼に満ち まさ

は、 条に及ぶ事項の調査も禁じられていない。さらに 地利用調査のため必要」であるとされれば思想信 (2) II 調査方法についても、それを明らかにすれば 政府が調査する事項も限定はなく、「土

> 電話や電子メール、SNSでのやりとりの盗聴な 保全隊などが行っている尾行や張り込み、 どもこれまで以上に行われることになる。 して、警備公安警察や公安調査庁、 まう」という理由をつけて秘密にしたまま。こう はスパイなどの協力者からの情報収集、さらには 「手の内を見せてしまい対抗手段を講じられてし 自衛隊情報 あるい

都合でその都度決められる。 機能阻害行為となると明言されるなど、実際に何 れることはなく、逆に例示行為に該当しなくても 行為となるのか例示されるだけで具体的に明示さ を機能阻害行為として禁止するかどうかも政府の 3 政府が決めた基本方針でも何が機能阻

基づき本年五月一二日、 のような深刻な問題を抱える土地規制法に 沖縄県内では、

とされ、 となった。 鹿児島県の川 連施設」のうちの原子力関連施設として、唯一、 ている。さらに今回初めて対象となった「生活関 鹿児島県内の自衛隊施設の殆どが指定候補とされ 視区域候補とされている。また、奄美大島を含む ダー基地) が特別注視区域として指定候補の対象 那国駐屯地 (沿岸監視隊)、久米島分屯基地 ミサイル施設、宮古島の保良訓練場 衛隊)、宮古島駐屯地、 た。自衛隊施設は、 が八つ、海上保安庁施設が二つ、指定候補とされ 知念高射教育訓練場(陸上自衛隊 内原子力発電所も指定候補の対象 知念高射教育訓練場 石垣駐屯地の対空・対艦 (弾薬庫)、 (航空自 が注 î I 与.

人の国境離島一、有人国境離島二八、

自衛隊施設

声明を一部引用する。

(1)
我々の声明では、以下のように指摘した。

とを予想していることを表している。
与那国島までの南西地域が最前線の戦場となるこ仮に中国との間で戦争が勃発すれば、鹿児島から西シフトを強化したことを反映しているのであり、西シフトを強化したことを反映しているのであり、

安全保障戦略」には、「自衛隊、米軍等の円滑な活政府が昨年一二月一六日に閣議決定した「国家

また、

今後、

指定対象とされた区域がある自治

る 目なく的確に対処できるようにする。」と記載され 生活関連施設の安全確保対策、 置をとる。」と、さらに「原子力発電所等の重要な 動に否定的な影響が及ばないようにするための措 用 動 ろであり、 ている。これはまさに土地規制法の意図するとこ れには至らない様々な態様・段階の危機にも切れ 上陸事案対策等に関し、武力攻撃事態のほか、そ しがいよいよ本格的に開始されたということであ の確保、 |の確保のために、……安定的かつ柔軟な電波利 今回の指定は「戦争する国」への地なら 民間施設等によって自衛隊の施設や活 国境離島への不法

もちろん、沖縄本島には他にも多数の自衛隊施設があるし、米軍基地も存在する。したがって、政府が急ぎたいとする第三回の指定以降も、順次設があるし、米軍基地も存在する。したがって、

土地規制法の危険性については当弁護団結成の際の声明で触れたので繰り返さないが、今後、政際の声明で触れたので繰り返さないが、今後、政監視や抑圧が強まるおそれがある。しかし、平和監視や抑圧が強まるおそれがある。しかし、平和監視や抑圧が強まるおそれがある。しかし、平和監視や抑圧が強まるおそれがある。

体には、内閣府からの説明と意見聴取は、区域の存れる。内閣府からの説明と意見聴取は、区域の存在する市町村だけでなく、沖縄県に対しても行われる。沖縄県は、昨年九月、政府に対し、区域指定に当たっては関係自治体の意見を尊重すべきであること、特別注視区域の指定は真に必要最小限度にとどめるべきであること、区域指定は施設の機能に着目してなされるのであるから指定区域毎に機能阻害行為を明らかにすべきことという意見を提出している。

もとより、憲法で保障された思想信条の自由や あとより、憲法で保障された思想信条の自由、さらには財産権を侵害するこの違憲 表現の自由、さらには財産権を侵害するこの違憲 とも、廃止されるまでの暫定期間においては沖縄 県の意見書を尊重することを国に強く求める。また、沖縄県はもちろん、沖縄県下の関係市町村に おいても、住民の権利と生活を擁護するという観点から、沖縄県と同様の姿勢で政府からの説明と 意見聴取に臨んでもらいたい。

なのかも知れない。
「安保」は人権侵害の口実となりやすい。
「安保」は人権侵害の口実となりやすい。

受けた懲戒処分取消確定後の国家賠償

京都市(児童相談所職員国家賠償請求)事件

事案で、原告が懲戒処分取消を求め提訴していた やプリントアウト記録の持ち帰り、この問題につ 告が京都市の外部公益通報窓口の弁護士に通報し ことにつき、児童相談所虐待班の職員であった原 ず、当局が約四か月にわたりその事実の調査を行 訴訟にて、提訴から三年を経た二〇一九年八月八 いて職場新年会や組合と当局との交渉で発言した たところ、逆に担当外の児童記録データ無断閲覧 わず放置し、事実の隠蔽が疑われる状況にあった から児童相談所に対し相談があったにもかかわら に、三日間の勤務停止の懲戒処分を受けたという こと、持ち帰った児童記録を破棄したことを理由 懲戒処分を取り消す一審判決を勝ち取り、二 待を行ったという事実につき、児童の母親 都市の児童福祉施設で、 施設長が児童虐

> 上告受理申立の不受理決定が出て、懲戒処分取消上告受理申立の不受理決定が出て、懲戒処分取消上告受理申立の不受理決定が出て、懲戒処分取消が確定していました。これらの判決・決定は、『労働判例』にも掲載されています。 この事件に関連しては、二○一九年五月三二日に、並行して国家賠償請求訴訟も提訴しておりました。その判決が、二○二三年四月二七日に出ました。

問がきっかけになって懲戒処分ありきの犯人捜し行為が刑事事件となったことや、外部公益通報窓口となった弁護士が原告の名前を京都市当局に漏らしたこと、母親からの通報が放置されたことについて地域政党・京都党の村山祥栄議員がことについて地域政党・京都党の村山祥栄議員がの事件は、提訴前から、施設長の児童虐待

〇二〇年六月一九日、

原判決を維持する控訴審判

疑わせるものといえます。 疑わせるものといえます。

二一年二二月二〇日をもって和解解決となる予定解案につき、京都市会の承認が得られれば、二〇円を支払う内容にて和解する方向となり、その和円を支払う内容にて和解する方向となり、その和解協議を

一破棄を理由に、新たに懲戒処分には当たらない

せんでした。また、①の点についても、こちらは、

会の裁量の問題にされ、

深い検討がなされていま

ては、「名宛人は市長である」などと述べつつ、

他方、③④は棄却されました。付帯決議につ

)と。 告発職員と市和解」との表題で大きく報道されまも、「京都市養護施設の相談記録持ちだし 内部でした。二○二一年一一月一七日京都新聞朝刊で

かし、二〇二二年一二月九日、

京都市会は、

する」とされた、 取消が確定した後、確定判決で「懲戒事由に該当 訴の弁護士費用の経済損害と慰謝料を請求するも は、 を追加することとなりました。最終的な請求内容 原告は和解を拒否し、この付帯決議等につき訴え 市会のHPにも公開されています。これにより、 帯決議をつけてきました。この付帯決議は、 報の適正な取扱いについて徹底すること。」との付 する市民の信頼が失墜したと言える。ついては、 るものではなく、今事件の発生により、 洩等に関しては、 記録の不適切な閲覧及び処分並びに個人情報の漏 分等の原因となった当該児童相談所における児童 一度と同様の事態を発生させてはならず、個人情 違法性を理由とする慰謝料請求、③懲戒処分の 「左遷」的な職場に移ることになった配転命令 ②懲戒処分後、 ①違法な懲戒処分自体を請求原因とした、前 和解を承認する議決に際し、「本件懲戒処 児童記録コピーの持ち帰りとそ 議会としても、到底、 児童相談所の仕事から外さ 本市に対 看過でき 京都

理由とする慰謝料請求となりました。「厳重文書訓戒」がなされたことが確定判決の認定に反する付帯決議をつ京都市会が確定判決の認定に反する付帯決議をつ京都市会が確定判決の認定に反する己とを理由とけ、その内容が原告の名誉を侵害していることを理由とする慰謝料請求となりました。

訟は、 く も多い中で、取消訴訟に要した弁護士費用の満額 近くが認容されました。公務員の懲戒処分取消訴 額は約二二三万円で、元本で和解案解決金額の倍 料 (+一万円の弁護士費用)を認容しました。認容 外す配転命令は違法であるとし、一〇万円の慰謝 戒処分直後になされた、児童相談所での職務から 期になされた異動は適法としながらも、違法な徴 認容しました。また、 で三〇万円の慰謝料 (+三万円の弁護士費用)を 意義は大きいと思います。 を経済損害として賠償が認められたことの社会的 その負担から泣き寝入りせざるを得ないこと 原告側に経済的にも労力的にも負担が多 決は、 費用の満額を経済損害として認め、その上 ①で、懲戒処分取消訴訟での弁護十 ② で、 定期の人事異動の時

> 対する不満点になります。 対する不満点になりませんでした。これらは判決にを深い検討はありませんでした。これらは判決にに不利に利用されたことについて、多数の根拠をと深い検討はありませんでした。これらは判決に

もっとも、判決の認容額は、経済的には原告のとも、判決の認容額は、経済的には原告のとも、判決の認容額は、経済的には原告のが支払われました。

て、この判決を活用していただけたらと思います。ったのではないかと思います。同様の事案におい後同様の闘いを行うにあたり、意義ある判決にな要した弁護士費用の満額を損害と認めた点は、今要は処分取消訴訟勝訴確定後に、その訴訟に

•

「結婚の自由をすべての人に」

力必同意到於尼罗

枝里 緒方 福岡

阪を除く札幌、東京、

名古屋の各地裁に続く、 各地の同種訴訟のうち、

大

手すべきとしました。

断を下し、国はこの状態を解消する立法措置に着 憲法二四条二項に違反する状態にあるとの違憲判

件目の違憲判決です。

訴訟とは 結婚の自由をすべての人に」

2

する本件諸規定の改廃を怠った国に対し、婚姻す 差別であって違憲であるなどとして、憲法に違反 条一項の保障する法の下の平等に反する不合理な の保障する婚姻の自由を侵害し、また、 いない民法及び戸籍法の諸規定(以下、「本件諸規 婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めて 性別が同性である相手との婚姻を望む原告らが 定」といいます) は、憲法一三条や憲法二四条一項 結婚の自由をすべての人に」訴訟は、 法律上の 憲法一四

ることができないことによって被った精神的な指

件目の判決で、これで各地裁の判決が出揃いまし 項違反との判断)が言い渡されており、 屋地裁で違憲判決(憲法二四条二項及び一四条 にあるとの判断)、二〇二三年五月三〇日に名古 地裁で違憲判決(憲法二四条二項に違反する状態 法一四条違反との判断)、二〇二二年六月二〇日 に大阪地裁で合憲判決、同年一一月三〇日に東京 |〇二||年三月||七日に札幌地裁で違憲判決 大阪、九州)の裁判所に提訴され、これまでに、 本件が五

的に家族になる手段を与えていない現行の制度は による利益を一切認めず、自らの選んだ相手と決

ル(三組四名、 カップルは子育て中でもあります。 性どうしのカップル (一組二名) で、 九州訴訟の原告は、法律上男性どうしのカップ うち一組は熊本在住)と法律上女 女性どうしの

3 判決の概要

選び、 まず、 とが公証されることで種々の便益を得られる仕組 に留まらず、 制度しか存在せず、我が国では、公的な権利関係 福 |岡地裁判決 (以下、「本判決」といいます) は、 家族として公証する制度は、 永続的な精神的及び肉体的結合の相手を 私的な関係においても家族であるこ 現行法上婚姻

判所第六民事部は、

「結婚の自由をすべての人に

二〇二三年(令和五年)六月八日、

福岡地方裁

1

はじめに

九州訴訟について、同性カップルに対し婚姻制度

利益であると認めました。 利益であると認めました。 利益であると認めました。 利益であると認めました。 利益であると認めました。 のことは同性愛者にとっても尊重されるべき人格的 とは同性愛者にとっても尊重されるべき人格的 のことは同性愛者にとっても尊重されるべき人格的 にないか及び誰とするかを自己の意思で発生させ しないか及び誰とするかを自己の意思で決定する しないか及び誰とするかを自己の意思で決定する とは同性愛者にとっても尊重されるべき人格的

そして、本判決は、本件諸規定の下で同性カップルは婚姻制度を利用することによって得られる別益を一切享受できず法的に家族と承認されないという重大な不利益を被っているとし、婚姻制度という重大な不利益を被っているとし、婚姻制度に対する国民の理解が相当程度浸透していることもふまえると、同性カップルに婚姻制度によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定は、もはや個人の尊厳に立脚すべきものとする憲法、日本のとの事業に立脚すべきものとする憲法、日本の事業に立脚すべきものとする憲法、日本の事業によって、本判決は、本件諸規定の下で同性カックルは婚姻制度を利益を表して、本判決は、本件諸規定の下で同性カックルは婚姻制度を表しているという。

違法を認めず、原告らの請求を棄却しました。ているとまでは言えないとして、国家賠償法上のいない本件諸規定が国会の裁量権の範囲を逸脱しいかしながら、他方で、同性間の婚姻を認めて

4 本判決の意義

弁護団としては、本判決が、憲法における「婚姻」に同性間の婚姻を含む余地があることを明確な人格的利益の侵害であるとし、同性カップルがな人格的利益の侵害であるとし、同性カップルがな人格的利益の侵害であるとし、同性カップルがな人格的利益の侵害であるとし、同性カップルがは憲法二四条二項に違反する状態にあるとして、は憲法二四条二項に違反する状態にあるとして、を高く評価しています。

直近の名古屋地裁判決が、明確に憲法二四条 二項及び一四条一項違反と言ってくれていたので、 判決言い渡し前の期待値がものすごく上がってい ないかときは、「うんうん、いいこと言ってくれ でる!」と思ったら結論は「憲法○条に違反すると までは言えない」ということが続き、その度にがっ かりさせられ、このまま「違憲」判断が出ないので はないかと不安になったところに「憲法二四条二 頃に違反する状態」という言葉が聞こえたときに は、本当に安心しました。まるでジェットコース ターのような判決でした。

もっと踏み込んで判断してほしかったという思いもありますが、前述のとおり、同種訴訟でこれであり、結論として合憲とした大阪地裁判決も立であり、結論として合憲とした大阪地裁判決も立法不作為が将来的に違憲となる可能性があると指摘しているということは、結果的に大きな成果だと考えています。

5 さいごに

九州訴訟の原告たちをはじめ、原告カップルは、本当にみなさん素敵な方ばかりで、仲睦まじく、この人たちが結婚できないなんて、どう考えてもおかしい! と思います。この裁判は、CALL4 (コールフォー) というサイトでクラウドファンディングをやっており、そこで原告たちのストーリーが読めますので、是非のぞいてみてください。

審でも力を尽くしたいと思います。審でも力を尽くしたいと思います。一刻も早く「結婚り、性的マイノリティの生きづらさ、自殺リスと自体が、同性愛者に対するスティグマを生んでおり、性的マイノリティの生きづらさ、自殺リスおり、性的マイノリティの生きづらさ、自殺リスおり、性的マイノリティの生きがらさ、自殺リスは、パートナーの有無にかかわらず、同性愛

発用のご室内



雅之 重藤 和歌山

和歌山支部五五年の歩み

執筆して下さりました。 川真郎先生が、特別寄稿 その当時のメンバ―である大阪弁護士会所属の大 の二一期生有志が中心となって結成されましたが (1) 和歌山支部は、一九六七年に、 「五五周年を祝って」を 和歌山修習

を発刊した際にも、 かしい人たち」)を寄稿していただいており、五五 大川先生には、和歌山支部結成二○周年記念誌 原稿(「支部結成、 そして懐

が、

多くの聴衆が詰めかけて開催することになったの

前川喜平氏・寺脇研氏を迎えて二〇一八年四

はじめに

した。 家協会和歌山支部五五周年記念誌―」を発刊しま 年 (二〇二三年) 三月に、 しましたが、それから早三○年以上が経過し、本 九八八年三月に支部結成二〇周年記念誌を発刊 私たち和歌山支部は、一九六七年に設立され 「青い流れⅡ―青年法律

にお送りさせていただきましたので、是非、全国 ただきます。 記念誌」といいます)の内容を簡単に紹介させてい の会員の皆様にお読みいただければと思います。 周年記念誌―」は、青法協本部及び青法協各支部 会和歌山支部五五周年記念誌—」(以下「五五周年 「青い流れⅡ― 本稿においては、「青い流れⅡ―青年法律家協 -青年法律家協会和歌山支部五五

> 転載させていただいております。 の原稿(「支部結成、そして懐かしい人たち」)も 周年記念誌には、大川先生のご了解を得て、 念について市民の皆様と一緒に考える場として、 (2)和歌山支部は、一九八四年から、憲法の理 過去

した)。 毎年、 た (二〇二三年四月二八日に第四〇回を開催しま しており、その開催回数は、五五周年記念誌を発 刊した二〇二三年三月の時点で三九回となりまし 憲法記念行事(憲法を考える夕べ)を開催

回の憲法記念行事」と題し、一九八四年五月開催 を振り返っています。 の和歌山支部主催の憲法記念行事のチラシを掲載 の第一回から二〇二二年四月開催の第三九回まで 多くの市民の皆様に親しまれてきた憲法記念行事 五五周年記念誌では、「チラシで振り返る三九 和歌山支部の毎年恒例の取り組みとして長年

のある行事であったと思います。 テーマは、その時々の社会情勢に応じた問題であ いただいた憲法記念行事ですが、その中でも特に み取ることができ、改めて振り返ると非常に意義 そして、これまで多くの市民の方々に参加して 和歌山支部が憲法記念行事で取り上げてきた その問題意識がチラシの表題や紹介文から読

読みいただければと思います。 ○○人! ~前川喜平氏・寺脇研氏を迎えて」をお が執筆した「県民文化会館大ホールに一五 雄会員が執筆した「県民文化会館大ホールに一五 が表出折については、五五周年記念誌の金原徹

月に開催した第三五回目の憲法記念行事でした。

(3) 和歌山支部の独自の取り組みとして、平成二五年(二〇二三年)から平成二六年(二〇四年) 五五周年記念誌では、「憲法連続講座、大好評」 支部)憲法連続講座」を開催しました。 五五周年記念誌では、「憲法連続講座、大好評」 を題し、当時、選挙において改憲勢力の勢いが増 と題し、当時、選挙において改憲勢力の勢いが増

時代があったようです。 毎年の支部総会を支部旅行という形で行っていたは既になくなっていましたが、和歌山支部では、は既になくなっていましたが、和歌山支部に入会した時に

和歌山IRカジノ反対運動

しております。

ただき、好評をいただくことができたことを寄稿講座に予想以上に多くの市民の方々に参加してい

ています。
二年に撮影された支部旅行での記念写真を掲載し二年に撮影された支部旅行での記念写真を掲載しの思い出」を寄稿されており、その末尾には一九九の思い出」を寄稿されており、その末尾には一九九原聡史会員が五五周年記念誌に「青法協支部旅行目のまか出の記録として、小野

約三○年前に撮影された記念写真に写っている

だと思います。いますが、「青年法律家」としての情熱は変わらずいますが、「青年法律家」としての情熱は変わらず会員は、現在、六○歳代から七○歳代になられて

三 会員が関与した様々な事件・活動

動や事件についての原稿を掲載しています。り、和歌山支部の会員がそれぞれ関与してきた活り、和歌山支部の会員がそれぞれ関与してきた活り、和歌山支部の会員の先生方は、日々、自由と

労死・過労自死への取り組み」、「婚外子相続差別違憲決定」、「玉野裁判」、「過

ンブズマンわかやまの活動」

「憲法九条を守る和歌山弁護士の会の設立」、件」、「和歌山クレサラ対協」、「生存権を守るための行政処分取消等請求事

ので、是非、お読みいただければと思います。 特えをされた元会員を含みます)が精力的に自由と 人権を守るために活動してきた記録となるものです 人権を守るために活動してきた記録となるものです

四 自由寄稿

五五周年記念誌の「第三部 自由寄稿」では、

について寄稿したものとなります。り、または (趣味も含めて) 関心を持っている事柄和歌山支部の会員が青法協との関わりを振り返

和歌山支部ので、お読みいただければと思いまっておりますので、お読みいただければと思いま

五 終わりに

す。

和歌山支部の事務局長として五五周年記念誌の和歌山支部の歴史と個々の会員の精力的な活動が記録された意義深い記念誌を読み返すと、私たち和録された意義深い記念誌が出来上がったように思録された意義深い記念誌が出来上がったように思録された意義深い記念誌が出来上がったように思報された意義深い記念誌が出来上がったように思います。

五五周年記念誌の茶尾には【青年法律家協会五五周年記念誌の発刊を機に、和歌山支部が創立五五周年記念誌の発刊を機に、和歌山支部が創立されてからの活動を振り返るとともに、私たち青年法律家協会の設立趣旨に立ち返り、和歌山支部は、今後も精力的に活動していきたいと思います。



理ができずにいました。 なぜ自分が違和感を覚えているのか、いまいち整 かとても違和感を覚えました。ただ、そのときは、 ものの、それは本当に「不謹慎」な事なのかと、何 子ども時代の話で、場所こそ原爆ドームではある その経験は、誰もが通ってきたようなごく普通の て怒られるんだけどね」と言いながら話してくれた した話がありました。「こんなこと話すと不謹慎っ ことを話してくれる中に、原爆ドームで肝試しを らの広島で子ども時代を過ごしたそうで、色々な りました。そこの店主は、戦後しばらくたってか が抜けないままふらっと近くの牡蠣小屋に立ち寄 少 記念資料館を一人で回ったあと、その余韻 前 広島に行く機会がありました。 平和

遠和感のヒントがありました。そこには、広場に「わたしの遺書」を読んでいたのですが、その中にった、「はだしのゲン」作者の中沢啓治さんの著書、東京に帰る新幹線の中で、平和記念資料館で買

りにして遊んだり、中に手を入れて口を動かし腹りにして遊んだり、中に手を入れて口を動かし腹いという感覚が全くなくなっていたから、それがいという感覚が全くなくなっていたから、それがごく普通の遊び方だったそうです。この話を読んで、「生活の中に戦争があるということ、戦争の中に生活があるということ」を少しだけリアルに中に生活があるということができなかった自分の感覚が間違っていなかったと感じました。

さの一つがあるのだと感じました。

(被) 場はとてつもなく大きな出来事で、それに とはその通りだと思います。でも、その翌日から、 とはその通りだと思います。でも、その翌日から、 生き残った人々の生活はその場所で淡々と続いて 中さ残った人々の生活はその場所で淡々と続いて かに想像できるかがとても大事だと思うのです。

> と生活していくことを強いるところに戦争の残酷 痺させることを強いられます。異常な空間で淡々 もたちにとっては、目の前に転がっている頭蓋骨 のルーティンをこなしていたはずです。 週間、二週間と経てば、 うし、炊事もします。子どもだって、泣くだけじ ていくために、人間の死に慣れ、自分の感覚を麻 のことなのです。戦争の中に生きる人々は、生き で遊び、人が死んだ建物で遊ぶことは、ごく普通 に戦争があり、戦争の中に生活があるとき、子ど 後はもっと混乱状態にあったとは思いますが、 ゃなく、そこで遊ぶし、笑います。もちろん、 中でも、 お腹は空くから物を食べるし、衣服を洗 ある程度淡々とした日常 生活の中

今とき、次に思ったことは、私にはとても「ノーモア」と言うことがいかに難しいかということでした。自分の家族が異常な空間で淡々と生き続けなければならず、そのために自分の中にある人間性の一部のようなものを捨てることを強いられたときには、きっと私はもう「リメンバー」としか言えない人間になってしまっているような気がします。「リメンバー」は、「リメンバー」としかないとしても、一度被害者になってしまったしかないとしても、一度被害者になってしまったら最後、もう人類の営みを俯瞰して見る冷静さはら最後、もう人類の営みを俯瞰して見る冷静さはら

出る手前のところで踏みとどまり続けるしかない まったら手遅れであること、だからこそ被害者が しまったら手遅れであること、被害者を生んでし ことを改めて痛感しました。

持てないような気がするのです。被害者になって

憲法をめぐる情勢を見ていると、平和を守る方法 頂き、改めて憲法前文を読み直しました。昨今の には複数の選択肢があり、 広 き、憲法と私とのテーマでの寄稿の機会を 島から帰ってこんなことを考えていたと 武力の増強がその一つ

されているのだと心から感じました。 択肢などはなく、唯一 じたあとに前文の第二項を読むと、私たちには選 害者を出したら手遅れであることを改めて強く感 だと考える人が多いことを感じます。しかし、 一存在する道がここに文章化

法律事務所採用ご担当の方へ 参加事務所・事務所紹介原稿を募集中 四 **. 団体合同法律事務所説明会** 12月16日 開催

ĭ 四団体合同法律事務所説明会は

二月一六日

期司法修習生 (二〇二三年一一月八日合格発表) を 弁護団の四団体合同事務所説明会を開催します。 対象とした、自由法曹団、青法協、日民協、労働 二〇二三年二二月一六日(土)一三時から、 七七

${f 2}$ 四団体法律事務所特設ウェブサイトの

日です。

更新・新規掲載募集

ます)。 体法律事務所」で検索)。情報の更新は五○○○ に特化したウェブサイトを立ち上げました (「四団 二〇二〇年より、四団体の各法律事務所紹介 新規掲載は一万円です(後日請求書を送付し

> なお、司法試験は七月一二日~一六 月三一日、三次締切八月三一日とし 力してください。一次締切七月三日、 記リンク (Forms) または左下のQRコードより入 更新または新規掲載を希望する事務所は、 随時掲載・更新していきます。 一二次締切七



https://onl.tw/JnPZf5K

3 PDF版四団体ガイドブックの原稿募集

ンロードできる形での配信および四団体説明会で F の配布を予定しています。 1版で作成します。四団体ウェブサイトからダウ ウェブ版とは別に、従前のガイドブックをPD

> ます。 数⑤どんな修習生を希望するか⑥採用条件を最 夫して作成してください。 低限記載してください。それ以外は自由に創意工 修習期、男女比等) ③採用担当者名④採用予定人 し担当者のメールアドレス②弁護士の構成(人数、 原稿は、 電話番号、FAX番号、URL、事務所ない カラー可です。 A 4 版 一枚でPDF形式のみ受け付け 原稿には、 ①事務所名、

プロード)] 【原稿送付先(左記リンク又はQRコードよりアッ

締切:二〇二三年八月三一日 (木) 午後五時

request/pI4hFOGT1xVusrsGjehq https://www.dropbox.com/

※アップ方法がわからない方は、メ ール添付で原稿を送付してくだ



※ガイドブック原稿掲載分担金

各事務所五〇〇〇円

(原稿をお送りいただいた後、 請求書をお送り

いたします



期間でもありましたが、それでも時間はゆっ どっぷりと、はまれる時間となりました。同 も手厚く面倒を見てもらいました。六月ま 森の検察官、裁判官、弁護士のみなさんから くり過ぎた感覚です。 時に、この実務修習期間は、私たちの当時は ようになくなり、ゆっくりと、そして実務に での三カ月の前期の集合修習の忙しさが嘘の 五二期四名も最初のころはまだ青森におられ に短縮されましたが、私が配属された青森 務修習に入りました。実務修習期間が一年間 一月集会」でしたので、その準備にいそしむ 修習生同士楽しく交流し、また現地青 私を含め同期六名。最後の二年修習の 九九九年七月から、私たち五三期は、 実

「婚姻手当」をもらうという取り組みです。たかなあと思い返し、まずご紹介したいのが、さて、実務修習のときにどんなことがあっ

及給されました。 支給されました。そして、同年二月に、同期や 五四期のみなさんでつくる実行委員会主催で 「祝う会」という結婚式を行ってもらいました。 当時、修習生には、修習期間中に結婚する と、お祝いとしての「婚姻手当」が、たしか七 と、お祝いとしての「婚姻手当」が、たしか七 と、お祝いとしての「婚姻手当」が、たしか出 を、お祝いとしての「婚姻手当」が、たしか出 が、おれいとしての「婚姻手当」が、たしか出 と、お祝いとしての「婚姻手当」が、たしか出

日本国憲法二四条一項は、次のように定め なたちの結婚は、法律上の結婚ではなく、 私たちの結婚は、法律上の結婚ではなく、 大婦別姓婚でした。祝う会の実行委員長も務 がてくれた、同期の大山勇一会員が、この婚 がでくれた、同期の大山勇一会員が、この婚 がでした。祝う会の実行委員長も務

らない。」
「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、 大婦が同等の権利を有することを基本とし 大婦が同等の権利を有することを基本とし

カップルの合意のみで成立する「憲法婚」なのしないと定めていません。だから、私たちは、ップルが同じ姓を名乗るものでなければ成立のみ」で成立するとし、戸籍を同一にし、カのみ」で成立するとし、戸籍を同一にし、カ

私は 請求書を作成し 私たちか結婚した 私は 請求書を作成し 私たちかお好しとなる 高誓いの言葉」や、その結婚の保証人となる 観の保証書、二人で居住するマンションの賃 機力とで 一番に でいただくことにし 地裁に提出し、決裁をしていただくことにし おたちか に まった。

子抜けしました。めてよいと思う。」と、あっさり承認。やや拍めてよいと思う。」と、あっさり承認。やや拍ても緊張しました。所長は、「私はこれ、認地裁の所長裁判官から呼ばれたときは、と

識したのでした。

さと、選択的夫婦別姓制度を求めてたたかう先輩たちのたたかいと理論があればこそ、う先輩たちのたたかいと理論があればこそ、が婚姻ではない」ということの理解が得られたがと、選択的夫婦別姓制度を求めてたたか

(青法協弁学合同部会議長 笹山尚人)

青年法律家協会弁学合同部会◎声明

社会を目指す議長声明 性的マイノリティに対する差別及びヘイトクライムのない 青法協会員に対する殺害予告に抗議するとともに、

一 青年法律家協会に所属し、自らがトランスジェンダーであることを公表している仲岡しゅん会員に対し、二〇二三年六月三日未明から六月五日未明にかけて、「男のクセに女のフリをしているオカマ野郎をメッタ刺しにして殺害する、必ず決行する」「チャンスあったらその時メッタ刺しにするわ、楽しみにしとけなキモカマ野郎。男だから怖くないかもしれないけどな(笑)」などの、殺害を予告するメッセージが送付された。同メッセージは、非常に残虐かつ猟奇的な内容となっており、「オカマ野郎」や「キモカマ野郎」などといった差別的な表現を用いていることからすれば、トランスジェンダー当事者に対する差別意識に基づいた殺害予告にほかならず、ヘイトクライム(差別犯罪)そのものであって、断じて許されない。

挙げられ、差別を許さず、性的マイノリティの尊厳をこうした動きに対して、差別禁止を求める声が多数同党内で了承されずに、国会提出されなかった。の制定に向けて与野党の議連において合意形成がなされたが、その後の自民党内の反対意見により、法案はれたが、その後の自民党内の反対意見により、法案は二二二〇二一年春、いわゆるLGBT理解増進法案二二二〇二一年春、いわゆるLGBT理解増進法案

守ろうとする世論が広汎に形成されつつある。

しかし、その一方で、「トランスジェンダーへの差別を禁止すると、女性への性加害目的の女装男性が女性トイレに入ってくるようになる」などの言説がインタートランスジェンダーへの差別禁止と性犯罪に因果関係があり、かつ、トランスジェンダー当事者と犯罪とをがあり、かつ、トランスジェンダー当事者と犯罪とをがあり、かつ、トランスジェンダー当事者と犯罪とをがあり、かつ、トランスジェンダーに対する偏見、恐怖、不安、憎悪感情を煽るもので、不当である。このような言説も含め、トランスジェンダーの実態や現実の社会システムとはかけ離れたれ上の空論とデマを根拠に、トランスジェンダーへの差別も情悪的発信が繰り返しなされ、そる排除的・差別的・憎悪的発信が繰り返しなされ、そる排除的・差別的・憎悪的発信が繰り返しなされ、そる排除的・差別的・憎悪的発信が繰り返しなされ、それがヘイトクライムの温床ともなっている。

異なる属性の構成員同士の対立の問題ではなく、トラスられるトランスジェンダーへの排除的言説は、単にている。それゆえに、近年、特にインターネット上でている。それゆえに、近年、特にインターネット上でている。それゆえに、近年、特にインターネット上でない。それゆえに、近年、特にインターネット上でのいる。それゆえに、近年、特にインターネット上でのよい方に、近年、特別の措施の対域を入り、という別意識に基づく身体的な暴力が直接的に死亡という別意識に基づく身体的な暴力が直接的に死亡という別意識に基づく身体的な暴力が直接的に死亡というの非常を表している。

る。 ンスジェンダー当事者の人権にかかわる問題なのであ

は、断固とした態度をもってたたかう必要がある。の尊厳を守るため、差別及びヘイトクライムに対して攻撃である。トランスジェンダーという属性そのものに対するく、トランスジェンダーという属性そのものに対する

四 青年法律家協会は、一九五四年、憲法を擁護し四 青年法律家協会は、一九五四年、憲法を擁護して、そのときどきの人権課題に積極的に取り組んできた。二のときどきの人権課題に積極的に取り組んできた。二のときどきの人権課題に積極的に取り組んできた。二のときどきの人権課題に積極的に取り組んできた。二のときどきの人権課題に積極的に取り組んできた。二のときどきの人権課題に積極的に取り組んできた。二のときどきの人権課題に積極的に取り組んできた。二のときどきの人権課題に積極的に対する排除的言説や差別の場面に対する非際を守るために力を尽くしていく。

社会を目指し、たたかっていくことをここに表明する。る差別やヘイトクライムは断じて許さず、差別のないに、トランスジェンダーを含む性的マイノリティに対すに対する卑劣な殺害予告に断固として抗議するととも青年法律家協会弁護士学者合同部会は、仲岡会員

101 三年六月一五日

議 長 笹 山 尚 人青年法律家協会弁護士学者合同部会

います。

お誘い合わせの上、

ふるってご参加下さい

青法協弁学合同部会は、

後記の要領で第二回常任委員会(秋の全国ミーティング・千葉)を行

千葉で会いましょう!

今後の日程

【常任委員会 (全国ミーティング)】

*第2回(秋)

9月 1日(金)~2日(土)千 *第3回(冬)

12月 1日(金)~2日(土)福 *第4回(春)

2024年

3月 8日(金)~9日(土) 兵庫県

【第55回定時総会】

2024年

6月29日(土)~30日(日)北海道

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方 は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

8月 9日 (水) 10時半~ 青法協本部

【広報委員会】

高木宏行

8月30日(水)15時~ 青法協本部

場 □地元企画]若手弁護士実務講座]特別講演 所 時 打診中 「子どもと向き合う人達の労働条件について—児童相談所事件」報告:足立啓輔会員 二〇二三年九月一日 千葉市内+200m 検討中 (金) | 三時~二日(土) | 二時(予定

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい





そうな水草がなく、 アショップに行った。 入れる水草を買いにアク ▼休日に、 家の水槽

上がり、 だけ許したが、それまで静かだったヤドカリ りたいと言い出した。三匹釣れたら一匹もら カリたちは大脱走して床を走っている場面に 箱に入れておいた。翌朝二階に行くと、 まった。▼その夜は、 は入れた餌に直ぐしがみついて、楽々と釣り ーンに。簡単には釣れないだろうと一ゲーム よ」「私が世話をする」というお決まりのパタ えるという。「これ以上、生き物は飼わない 娘が、その店でやっていたヤドカリ釣りをや 一五匹も釣れて五匹獲得となってし うとすると小学五年生の 自宅の二階で段ボール ヤド

りて、玄関までたどり着いたのかは未だに謎 関へいくと、本当に玄関の土間に最後のヤド 間になったので、娘に玄関から逃亡しようと が見当たらない。散々探したが、出かける時 カリがいた。どうやって一四段もの階段を降 遭遇し、慌てて四匹を捕まえたが最後の しているんじゃない、と冗談を言いながら玄